

【山梨県地域福祉活動補助金】地域福祉活動支援事業について

この補助金は、地域福祉の向上に資する民間の保健活動及び福祉活動に対して助成を行うものです。

1 対象者

県下全域または広域（2市町村以上）で、地域福祉に資する保健活動または福祉活動を行う民間社会福祉団体等

2 対象事業

- ・在宅福祉等の普及、向上

（例：在宅介護教室の開催、在宅保健福祉サービスモデル事業）

- ・健康、生きがいづくりの推進

（例：民間団体による健康講座開催、生きがいづくり情報誌の発行）

- ・ボランティア活動の活発化のための条件整備

（例：ボランティア団体の交流やネットワーク化のための事業）

- ・その他地域福祉の向上に資する事業

3 対象事業費 20万円以上

4 補助率 補助対象事業費の2/3以内

5 募集期間 令和3年6月28日（月）～令和3年7月30日（金）

6 手続きについて

申請にあたっては、県所管課、山梨県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等からの意見書が必要となります。詳細につきましては、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

交付要綱、取扱方針については県のホームページに掲載しています。

(https://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/fukushi_kikaku/tikifukushi_hojyokin.html)

7 問い合わせ先

山梨県福祉保健部福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当 白倉
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1443